

◎新潟県告示第425号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により昭和50年6月20日に定めた新潟県土地利用基本計画を、次のとおり変更する。

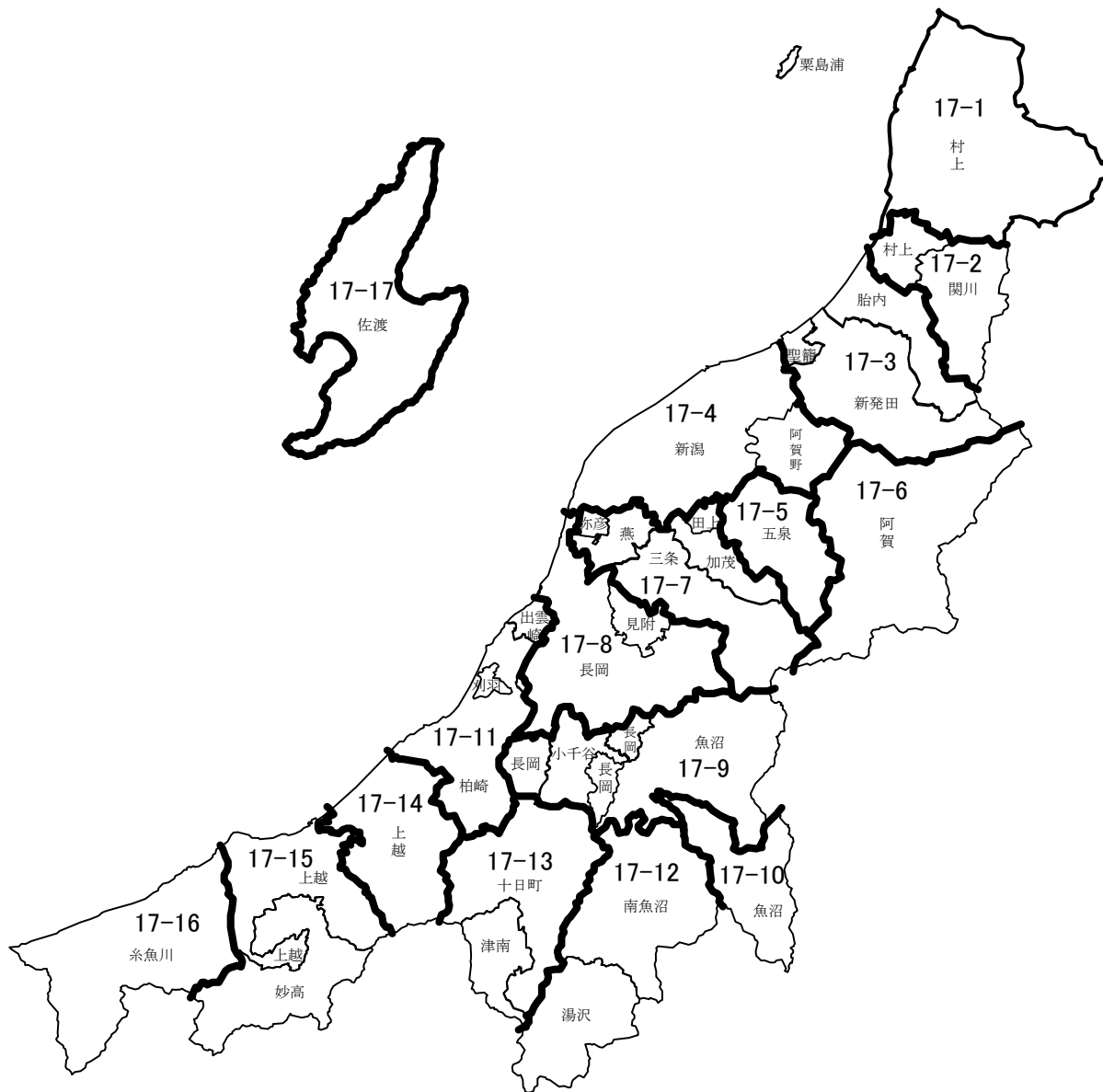
なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において、縦覧に供する。

平成25年3月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 新潟県土地利用基本計画図の図割の変更

次のとおり変更する。



(方位及び縮尺の表示は、省略する。)

2 新潟県土地利用基本計画図の変更

(1) 都市地域に次の区域を追加する。

区域	面積 (ヘクタール)
村上市の一部	4

(2) 農業地域に次の区域を追加する。

区域	面積 (ヘクタール)
小千谷市の一部	32

(3) 農業地域から次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
村上市の一部	48
長岡市の一部	38

(4) 森林地域から次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
村上市の一部	4
長岡市の一部	3
魚沼市の一部	3
妙高市の一部	2
新潟県全ての森林地域の一部	11,427